

## 大麻取締法及び関連法令改正に向けた叩き台

### 1. THCの含有基準について

#### (1) 概要

大麻取締法及びその下位法令の改正により、大麻取締法により規制される「大麻草」の製品につき、THCの含有率が一定の閾値以上であるか否かによって区分することとする。

(※本1.における基準は「製品」についての基準であり、栽培に係る大麻草についての基準は後記2.記載のとおり。)

#### (2) 規制の枠組み(案)

- 現行規制においては、非合成のTHCと化学合成によるTHCがそれぞれ異なる法律で規制されている。当該規制の枠組み自体は維持した上で、大麻取締法でカバーされる非合成のTHCについてのみ、閾値となる基準値(含有率)を設定することを想定。
  - 異なる取扱いをする理由として、非合成のTHCについては天然由来であることから微量のTHCの排除までは困難であることが挙げられる。
  - 麻向法においては(THCを含め)規制対象となる閾値(基準値)を定めている成分の例はなく、現行の大麻取締法/麻向法の建付けを維持した上で、大麻取締法において大麻草由来の製品についての基準値を設けることが妥当と考える。

(現行)

|            |   |
|------------|---|
| 非合成のTHC    | 大麻取締法による部位規制<br>(成熟した茎及び種子から抽出されたものは規制の対象外(同法1条)) |
| 化学合成によるTHC | 麻薬及び向精神薬取締法による規制(指定令1条60号以下による指定)                 |

(改正後)

|            |   |
|------------|---|
| 非合成のTHC    | 大麻取締法により、一定の閾値以上のTHCを含有する製品を規制          |
| 化学合成によるTHC | 麻薬及び向精神薬取締法による規制(指定令1条60号以下による指定)【据え置き】 |

#### (3) 改正にあたっての方向性(案)

- 大麻取締法第1条の「定義」を変更し、「大麻草の製品」については【THCの含有率が一定の閾値以上であるか否か】によって「大麻」に含まれるか否かを区分する。
  - 閾値となる具体的な含有率は政令等に委任して設定することを想定。
  - 具体的な数値については、THCに関する研究や海外での規制状況を踏まえ、今後

の議論により決定することを想定。CBD 製品についての基準（2 の栽培に係る基準とは異なる。近年、一般に栽培の基準よりも製品の基準が厳しくなっている。）としては、諸外国の基準を勘案して指標とすべきと考えられる。

#### （現行法）

##### 大麻取締法

第1条 この法律で「大麻」とは、大麻草（カンナビス・サティバ・エル）及びその製品をいう。ただし、大麻草の成熟した茎及びその製品（樹脂を除く。）並びに大麻草の種子及びその製品を除く。

## 2. 大麻の栽培免許について

### （1）概要

大麻取扱者の免許の審査にあたって、CBD 製品をはじめとするカンナビノイド製品の原材料とするための栽培も、大麻草の栽培を必要とする十分な合理性があるものとして取り扱う運用とする。法令改正の対応は直ちには必要ないものの、審査基準及びその運用に関して国により指針が示されることが望ましい。

また、THC 含有量が極めて少ない「産業用大麻」については、大麻取締法及び下位法令の改正等により、品種の登録制度などと組み合わせたより緩やかな栽培規制を導入する。

### （2）規制の枠組み（案）

- 現行規制においては、大麻草を栽培するにあたっては、都道府県知事の免許が必要である（大麻取締法5条1項）。

➤ 都道府県ごとの審査基準においては、概ね以下のような基準が設けられている。

（例：千葉県 大麻取締法に規定する免許及び許可の申請に係る審査基準）

大麻の栽培目的に、十分な合理性が認められること。ここでいう十分な合理性が認められる場合とは、大麻栽培が国民生活にとって不可欠で社会的有用性が認められる場合であり、以下の事項に全て該当する場合をいう。

ア 栽培目的は、大麻の吸食、鑑賞等、個人の趣味又は趣向によるもので無いこと。

イ 栽培目的が、大麻そのもの使用するものでないこと。

ウ 申請者が、地域の祭事等をつかさどる者で組織される団体、又はその団体に所属し代表としてこの団体を管理する者等、伝統文化を継承する者であり、かつ、栽培目的が、地域の伝統的祭事等伝統文化の継承のために必要不可欠で社会的有用性が認められるものであること。

エ 必要とする大麻製品の代替品として適当なものが無い等、その栽培目的に十分な必要性が認められること。



オ 大麻製品の供給が途絶える等、栽培目的に、大麻製品を必要とする者が自ら大麻栽培者免許を受けて大麻栽培をしなければならない緊急の必要があると認められること。

- 厚生労働省も、「平成 11 年 1 月 14 日付け医薬麻第 35 号厚生省医薬安全局麻薬課長通知」において、以下のような見解を示している。

例えば種子や繊維を農作物として出荷したり、伝統的な祭事に利用したり、栽培技術を代々継承したりするなど何らかの社会的な有用性が認められるものでなければ、大麻の栽培を必要とする十分な合理性がないものとして、免許権者の判断により免許申請を却下することができるかと解するのが相当である。

- 免許審査にあたっては、「社会的有用性」の有無が問題となることが多いところ、各都道府県において、限定的に解釈・運用されている実態がある。規定上は医薬品又は嗜好品としての CBD 製品をはじめとするカンナビノイド製品の原材料とする目的での栽培が排除されていない場合であっても、免許取得が認められない又は認められにくい状況が続くおそれがある。以下のような事情にも鑑み、CBD 製品等のカンナビノイド製品の原材料とする目的での栽培について、一定の条件下で免許を認めて問題ない旨の指針が国により示されることが望ましいと考える。(①)
  - CBD 製品及び有害性の低いと思われるレアカンナビノイドは、医薬品及び嗜好品としての用途での使用が国内外で広がっており、有用性が認められ、社会的な受容も進んでいること。
  - 大麻取締法の改正においては、部位規制から成分規制に転換することに伴い、CBD の活用拡大も企図されていること。
  - CBD は化学合成が困難であり、大麻草のみから抽出できることが特徴であり、大麻草を原材料とする必要性があること。
- また、THC 含有量が極めて少ない「産業用大麻」が存在するところ、現行法ではこれも一律に免許制となっており、審査基準等においてもそれ以外の大麻草と異なる取扱いはされていない。このような「産業用大麻」については、THC 含有量の多い通常の大麻草と同様の厳しい免許制を適用する必要性が高くなく、部位規制から成分規制への転換という大きな流れにも鑑み、より緩やかな栽培規制を導入することが考えられる。この場合、品種の登録制度などをあわせて整備することが想定される。(②)
  - (参考) 別紙「三重県議会から厚生労働大臣に提出された意見書」
- 以上のような栽培規制の見直しにより、CBD 製品の活用拡大による経済的恩恵を日本の大麻草農家にも及ぼすことが可能となり、日本の伝統文化・産業の維持に不可欠となっている大麻草の栽培を経済的に維持するとともに、地方創生の新しい活力となることが期待される。

### (3) 改正にあたっての方向性（案）

- ①について
  - 法令の改正は不要である。
  - 厚労省による通達又はガイドライン等により、CBD 製品をはじめとする有害性の低いカンナビノイド製品の原材料とする目的についても「社会的有用性」を認める余地があること等についての見解が示されることが望ましい。
- ②について
  - THC の含有量が極めて少ない品種の大麻草（「産業用大麻」）について、大麻取締法により、「産業用大麻」の基準や品種の登録制度を設けるとともに、登録された大麻草について大麻取締法 5 条 1 項の免許制の例外とする（代わりに届出制又は許可制を導入する）。
  - 上記記載の法令改正が難しい場合には、「産業用大麻」について、免許基準を緩やかにすることが考えられる。現行法においては、免許基準自体は各都道府県において制定する権限があるため、大麻取締法及び下位法令において、(i)免許にあたって品種の限定を付すことができること、(ii)免許の審査にあたっては「産業用大麻」であるか否かを考慮すべきことを規定することも考えられる。

### 3. CBD に関する安全基準その他の自主規制の促進等

- カンナビノイド製品市場の健全な育成のためには、以下のような課題があり、また直ちに法規制により対応することも困難と考えられることから、民間事業者による（製品の種別ごとの）自主規制の整備・運用がなされることが期待される。大麻取締法の改正にあわせて、国においても民間事業者による自主規制の後押しを行うことが想定される。
  - 民間事業者自身による THC 含有量の検査の徹底及び検査方法等の標準化
  - CBD の含有量表示の適正化
  - レアカンナビノイドに対する対応
  - カンナビノイド以外の有害物質の混入防止
- 上記のうち、民間事業者による THC 含有量の検査のためには、国内の検査機関による検査体制の強化があわせて必要である。国において、THC 含有量の検査に民間事業者が利用できる検査機関の拡大を後押しすることが想定される。
- 表示ルールについては、将来的に事業者団体側で公正競争規約として策定し、国の認定を受けることも考えられる。

### 4. その他

大麻取締法及び関連法令の改正に関係して、以下の施策についても検討されることが望ましいと考えられる。

- CBD の非医薬品リストへの追加

- CBD は、現在広がっている嗜好品としての活用のほか、医薬品としての活用も今後期待されているところであるが、CBD 製品の販売において事業者が不要なリスクを負うことがないように、「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示」（令和2年3月31日付け薬生監麻発 0331 第9号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）記載の「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」（いわゆる「非医薬品リスト」）に CBD を追加する。
- CBD 製品の販売事業者についての認定制度の創設
  - CBD 製品の安全性の確保のため、販売事業者又は各製品ごとの認定制度を創設し、消費者の選択のための情報を提供することが重要である。
  - 認定主体としては民間の事業者団体が想定され、厚生労働省等と協力して自主規制ルールを制定することが考えられる。
  - 認定基準は、THC 含有量についての検査状況、他の有害物質の含有量に関する検査状況、CBD 含有率等の適正表示、適切な広告、薬機法・景表法遵守などが想定される。
  - 一般の自主規制ルールと別に、認定事業者向けのルールを策定することも考えられる。一般の基準よりも厳格なルールによるべき事項、また認定事業者であることにより緩和できる事項などを検討する。

以上



精麻生産の維持継承と薬物乱用防止の両立を図るために  
大麻草の栽培及び利用に関する検証等を求める意見書

現行の大麻取締法では、大麻草を栽培するためには、都道府県知事の免許を受ける必要がある。その免許の審査基準は都道府県知事の裁量に委ねられており、保健衛生上の観点から、大麻草の栽培が原則禁止とされている中では、都道府県知事の判断は慎重なものとなることが多い。

一方で、大麻草は、精麻として神社の祭祀をはじめ、様々な場面で使用されており、日本の伝統文化にとって大切なものとなっている一面もある。

欧米などでは、大麻草の栽培及び利用について、薬理成分の含有量によって区分している国もあり、そのような国では、登録されている品種であれば、国の定めに従って栽培することが可能となっている。

よって、本県議会は、薬物乱用防止のより一層の強化を図りつつ、伝統文化の保存継承に大切な精麻を安定的に生産していくため、国において、大麻草の栽培及び利用に関して、十分な検証を行うとともに、薬理成分の含有量による区分の検討を進めるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月23日

三重県議会議長 日 沖 正 信

